

インドネシア：2024年10月17日に迫る、個人情報保護法の全面的な施行に向けた対応

アジアニュースレター

2024年10月8日号

執筆者：

[吉本 祐介](#)

y.yoshimoto@nishimura.com

[Sinta Dwi Cestakarani](#)

Scestakarani@wplaws.com

[我妻 由香莉](#)

y.wagatsuma@nishimura.com

[Andhika Indrapraja](#)

Aindrapraja@wplaws.com

個人情報(データ)保護法(以下「PDP法」)の全面的な施行(PDP法公布日から2年後である2024年10月17日)が迫っていることから、個人データ管理者(個人データ処理の目的を決定し、管理をする者)や個人データ処理者(個人データ管理者に代わり個人データ処理を行う者)等においては、PDP法に基づく厳しい行政的制裁(書面による警告、個人データ処理活動の停止、個人データの消去・破棄、年間収入の2%を上限とする行政罰金)を考慮したうえで、PDP法に従った事業体制を整えることが重要になります。以前草案が公表されていたPDP法の下位規則を定める政令は未だ制定されていませんが、PDP法が全面施行された後は理屈としては当該行政的制裁が課される可能性が否定できなくなることから、可能な範囲で対応を進めることが望ましいと思われます。

当事務所では、従前、PDP法の概要(2022年9月26日号参照)と、PDP法の下位規則を定める政令案の概要(2023年10月12日号参照)についてのニュースレターを発行していますが、本ニュースレターでは、全面的な施行を前にご留意いただきたい点として、個人データ管理者の主な義務について、改めてごく簡単な概要のみ解説します。PDP法の下位規則を定める政令が制定され次第、当該政令の概要について改めてニュースレターを発行させていただく予定です。

1. 個人データ処理の法的根拠の確認

個人データ管理者が個人データを処理するためには、少なくとも一つの法的根拠を有する必要があります。PDP法においては、(i)個人データ主体による明示的な同意があること、(ii)契約上の義務の履行であること、(iii)個人データ管理者の法的義務の履行であること、(iv)個人データ主体の重要な利益の保護のためであること、(v)公益のための義務・公務の実施もしくは個人データ管理者の権限の行使であること、または(vi)他の正当な利益のためであることの6項目が法的根拠として明示されています。

2. 個人データ管理者の責任の範囲

個人データ管理者は、個人データ処理活動が個人データ管理者の指示および目的と整合する限り、別途任命された個人データ処理者によって実施されるものを含め、すべての個人データ処理活動に対して責任を負います。そのため、自社が管理者となる個人データの処理について個人データ処理者が存在する場合(典型的にはITベンダー等の委託先に個人データを処理させる場合等)は、当該処理者との間で契約を締結し、当該処理者がPDP法を遵守して個人データを処理するよう管理・監督する必要があります。

3. 個人データ処理の文書化と管理

個人データ管理者は、個人データ処理の記録(Records of Processing Activities (ROPA))を文書化し、管理しなければなりません。

4. プライバシー、秘密保持、セキュリティの確保

個人データ管理者は、個人データの秘密性を確保するとともに、個人データを不正なアクセスや処理から保護するための措置を講じなければなりません。

5. 書面による個人データ保護違反の通知

個人データ管理者は、個人データ保護違反(データブリーチ等)の発生に気づいてから 72 時間以内に、個人データ主体およびインドネシアのデータ保護当局(間もなく設立予定)に文書で通知する必要があります。

6. データ保護責任者の任命及びデータ保護影響評価の実施

個人データ管理者は、以下の場合には、データ保護責任者(Data Protection Officer (DPO))を任命する必要があります。

(i)公共事業のために個人データを処理する場合、(ii)定期的かつ体系的なモニタリングを必要とする大規模個人データを取り扱う場合、または、(iii)特定の大規模個人データや犯罪に関連する個人データを処理する場合。

また、個人データ管理者は、個人データの処理が個人データ主体に高いリスクをもたらす可能性がある場合、データ保護影響評価を実施する必要があります。

7. インドネシア国外への個人データの移転の要件

個人データ管理者は、個人データをインドネシア国外に移転するために、以下のいずれかの要件を満たす必要があります。

(i)移転先国がインドネシアと同等以上の個人データ保護体制を提供していることを確認すること、(ii)そのような確認ができない場合は、適切かつ拘束力のある個人データ保護が整備されていることを確認すること(例えば契約による個人データ保護等)、(iii)いずれの要件も満たさない場合は、個人データ主体から明確な同意を得ること。

以前公表されていた PDP 法の下位規則を定める政令案には、上記の要件に関する細則が規定されていましたが、前述のとおり、現時点では当該政令は制定されていません。そのため、上記の要件を遵守するために具体的に実施すべき措置の詳細については、未だ明確になっていません。

本ニュースレターは、インドネシアの独立の事務所であり、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業と提携関係にある Walalangi & Partners と共同で作成しています。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com